

香川県農業共済団体事務費補助金交付規則及び香川県農業協同組合等検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第24号

香川県農業共済団体事務費補助金交付規則及び香川県農業協同組合等検査規則の一部を改正する規則
(香川県農業共済団体事務費補助金交付規則の一部改正)

第1条 香川県農業共済団体事務費補助金交付規則(昭和31年香川県規則第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(補助金の交付) 第1条 県は、 <u>農業保険法</u> (昭和22年法律第185号)及び <u>農業保険法施行令</u> (平成29年政令第263号)の規定に基づき、農業共済組合が行う共済事業の事務の執行に必要な経費に対し、毎年度予算の範囲内において香川県農業共済団体事務費補助金(以下「補助金」という。)を交付する。 2 略	(補助金の交付) 第1条 県は、 <u>農業災害補償法</u> (昭和22年法律第185号)及び <u>農業災害補償法施行令</u> (昭和22年政令第299号)の規定に基づき、農業共済組合が行う共済事業の事務の執行に必要な経費に対し、毎年度予算の範囲内において香川県農業共済団体事務費補助金(以下「補助金」という。)を交付する。 2 略

(香川県農業協同組合等検査規則の一部改正)

第2条 香川県農業協同組合等検査規則(平成11年香川県規則第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この規則は、 <u>農業協同組合法</u> (昭和22年法律第132号)第94条、 <u>農業保険法</u> (昭和22年法律第185号)第209条、 <u>水産業協同組合法</u> (昭和23年法律第242号)第123条、 <u>中小漁業融資保証法</u> (昭和27年法律第346号)第66条、 <u>農業信用保証保険法</u> (昭和36年法律第204号)第56条、 <u>漁業災害補償法</u> (昭和39年法律第158号)第69条及び第71条並びに <u>森林組合法</u> (昭和53年法律第36号)第111条の規定により知事が組合等に対して行う検査(以下「検査」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規則は、 <u>農業協同組合法</u> (昭和22年法律第132号)第94条、 <u>農業災害補償法</u> (昭和22年法律第185号)第142条の2から第142条の4まで、 <u>水産業協同組合法</u> (昭和23年法律第242号)第123条、 <u>中小漁業融資保証法</u> (昭和27年法律第346号)第66条、 <u>農業信用保証保険法</u> (昭和36年法律第204号)第56条、 <u>漁業災害補償法</u> (昭和39年法律第158号)第69条及び第71条並びに <u>森林組合法</u> (昭和53年法律第36号)第111条の規定により知事が組合等に対して行う検査(以下「検査」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。